

ウ 平成21年度第一次補正予算・平成22年度補正予算について

平成21年度第一次補正予算及び平成22年度第一次補正予算において、平成23年度までの措置として、次の対策を講じている。

(ア) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金について

小規模多機能型居宅介護の整備については、平成21年度第一次補正予算における「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」により各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金において支援していたところであるが、平成22年度補正予算において同基金の積み増しを行い、助成単価を3,000万円として支援を行っている。

(イ) 施設開設準備経費助成特別対策事業について

開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開設準備に必要となる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する説明会等の開催に要する経費等について支援。（小規模多機能型居宅介護については60万円×宿泊定員数を助成。）

(ウ) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業について

小規模多機能型居宅介護等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について支援。

(エ) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業について

小規模多機能型居宅介護等の利用者の安全確保を図るため、地震等防災対策上必要な補強改修等に対し支援。（平成22年度第一次補正予算）（小規模多機能型居宅介護については1施設当たり650万円を助成。）

エ 小規模多機能型居宅介護におけるケアプラン及び普及啓発のためのパンフレットについて

小規模多機能型居宅介護は、顔なじみのスタッフにより、利用者やその家族等のニーズに適宜対応するため、必要なサービス（訪問、通い、宿泊）を柔軟に組み合わせ提供することにより、利用者の地域生活を総合的に支援するものであり、従来の広域型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等）とは、その運営手法等が異なるサービスである。

このため、利用者等の制度趣旨の正しい理解を促すことや小規模多機能型居宅介護ならではのケアプラン作成手法の確立が求められていたところである。

こうしたことから、平成21年2月の全国課長会議において、「小規模多機能型居宅介護のご案内」及び「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて」を配布したところであり、今後ともこれらの活用について管内市町村に周知していただき、小規模多機能型居宅介護の適正な普及に努められたい。

なお、これらの資料については、「全国小規模多機能型居宅介護連絡会」のホームページ（HPアドレス：<http://www.shoukibo.net/>）からダウンロードが可能である。

(2) 夜間対応型訪問介護について

ア 夜間対応型訪問介護の課題等について

夜間対応型訪問介護については、独居高齢者や高齢者世帯のみの増加が見込まれることから、夜間において、定期巡回サービス・オペレーションセンターサービス・随時訪問サービスを提供することにより、「安心感」の提供や家族の在宅介護の負担感の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続を支援するため、平成18年に創設され、これまでも制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいている。

しかしながら、夜間対応型訪問介護の利用者数は全国で約5,800人、請求事業所数については107事業所となっており、確実にニーズは存在しているものの、（特別集計中）県では事業所が一つも無い状況（平成22年10月現在）にあり、利用者・ケアマネジャー・市町村に対して夜間対応型訪問介護の存在や制度趣旨について十分な周知が進んでいない。

今後、介護保険法を一部改正し、新たなサービス類型として24時間対応の定期巡回・随時型訪問サービスを創設することを検討しており、平成23年度における基盤整備においては、夜間対応型訪問介護から新サービスへの移行も視野に入れ、先述の「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービス事業」の活用もご検討いただき、夜間も含めた在宅要介護者のニーズへの対応を推進されたい。

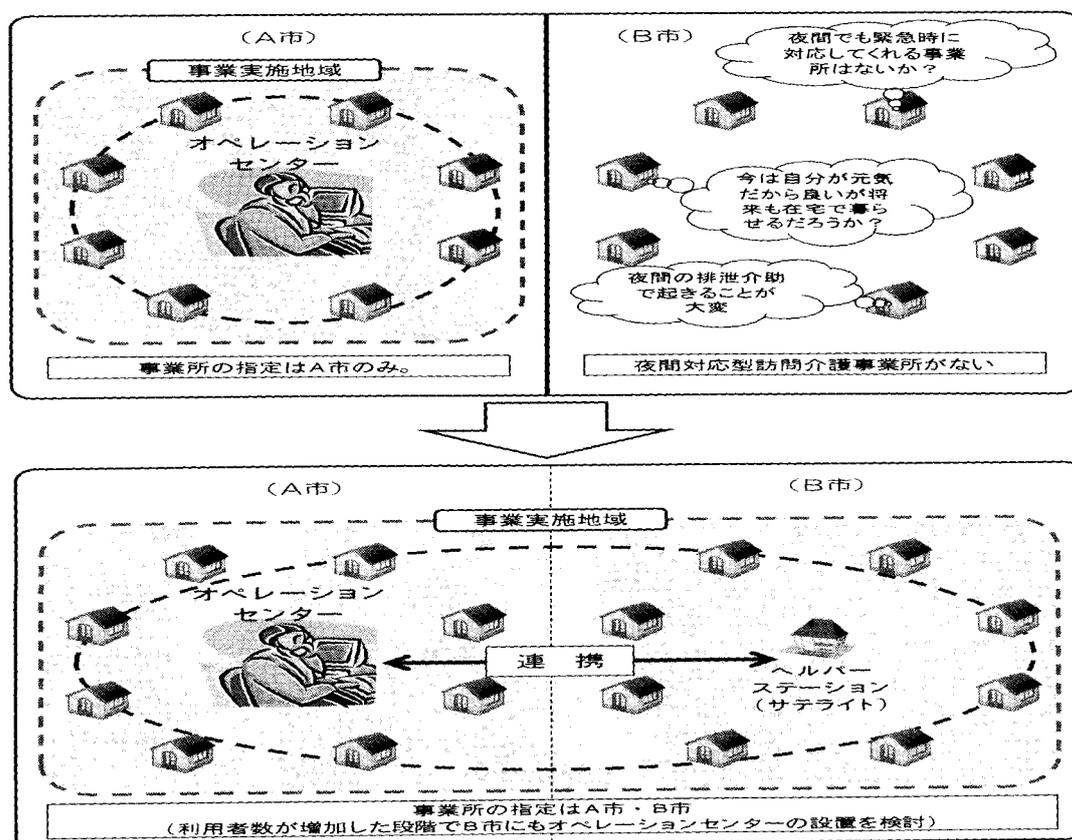
イ その他、夜間対応型訪問介護の普及策について

夜間対応型訪問介護は地域密着型サービスであることから、原則として事業所の存在する地域を管轄する市町村内の利用者が対象であるが、当該市町村長の同意を得ることにより、他の市町村の利用者が利用することもできるとされている。

また、オペレーションセンターとヘルパーステーションについては、連携が確保されていれば、別々の場所としてもよいこととされており、また、隣接する複数の市町村から指定を受ける場合、オペレーションセンターは所在地の市町村に、ヘルパーステーションは他の市町村に設置されることも想定されている。

こうした制度の活用により、複数の市町村が連携を図り、まずは、一定程度の広域（オペレーションサービスに支障がない範囲内）の事業展開により、利用者の開拓を行いながら普及定着を促進し、利用者数がある程度増えてきた段階で、それぞれの市町村にオペレーションセンターを設置していくといった手法も、今後の普及に向けた取り組みの一つとして有効ではないかと考えられる。（図6）

（図6）複数市町村の合同指定による普及促進のイメージ



なお、実際に京都市におかれては、夜間対応型訪問介護事業所の隣接市区町村からの指定について同意している事例があり、その際には、当該事業所において利用者ニーズに即応できるようなサービス提供圏域の設定が可能かどうかや、介護職員の移動手段や職員体制等の課題への対応とともに、一定規模の新たな顧客数を確保できることによる経営の安定に資する要素があると認められる場合に同意をされており、その結果として普及が進みつつあるとのことである。各市区町村におかれて

も、こうした普及促進に繋がる取り組みの実施により、地域における要介護高齢者の在宅生活の支援の推進に努めていただきたい。

また、地域において、例えば市区町村事業等により緊急通報体制等整備事業を実施されている場合にあつては、市区町村等の担当部局間で十分に連携・調整を行い、その制度趣旨の違いについて地域の要介護高齢者やケアマネジャーへの周知等を行うことにより、本事業の普及促進を進められたい。

11. 福祉用具について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、昨年度、国保連合会介護給付適正化システムを改修し、製品毎に価格の分布状況（全国、都道府県別、保険者別）を把握可能とするとともに、製品毎の価格幅等を抽出可能とする新たに検索条件等の拡充を図ったところである。

これを踏まえ、「国保連合会介護給付適正システムの改修における福祉用具の介護給付の適正化の推進について」（平成21年6月17日付事務連絡）を発出し、当該システムの積極的な活用を要請したところであるが、平成21年度中に福祉用具貸与価格に関する項目を含む介護給付費通知を実施した保険者は516保険者となっている。

また、一部の保険者では、介護給付費通知と併せて、当該システムの導入により把握される保険者の管内で貸与された製品について製品毎の貸与価格情報（最頻値、平均値、最高値、最低値）について、市のホームページを通じた情報提供が行われている。このような取組みを通じ、利用者の福祉用具貸与価格に対する関心を深めていただくことにより、いわゆる「外れ値」の是正に一定の効果が期待されるので、当該システムの活用例として参考とされたい。

各都道府県・市町村におかれては、当該システムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

(自治体ホームページにおける公表例)

○世田谷区 (抜粋)

車いす

品目コード	商品名	希望小売り価格	全国		東京都		世田谷区	
			最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位
00***-000***	介助式車いす	¥63,000	¥300	¥1,000	¥500	¥800	¥250	¥500
00***-000***	アルミ製自走型軽量モジュール車いす	¥125,000	¥600	¥1,400	¥600	¥1,120	¥500	¥1,120
00***-000***	.							
00***-000***	.							
00***-000***	.							

車いす付属品

品目コード	商品名	希望小売り価格	全国		東京都		世田谷区	
			最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位
00***-000***	車いすクッション	¥7,800	¥50	¥350	¥50	¥350	¥50	¥350
00***-000***	*****クッション	¥13,000	¥200	¥1,000	¥200	¥900	¥200	¥350
00***-000***	.							
00***-000***	.							
00***-000***	.							

○前橋市 (抜粋)

サービス	品目コード	品目名	最低月額	最高月額	平均月額
スロープ	00***-0000**	携帯用スロープ *****	4,000円	9,000円	7,268円
移動用リフト	00***-0000**	起立・着座補助機能いす *****	8,000円	16,000円	9,750円
車いす	00***-0000**	介護車	3,000円	25,000円	7,350円
車いす	00***-0000**	アルミ自走用車いす	2,900円	11,000円	5,619円
手すり	00***-0000**	*****	2,000円	4,000円	2,565円
特殊寝台	00***-0000**	***** (2モータータイプ)	5,000円	11,000円	8,413円
歩行器	00***-0000**	四輪歩行補助車 *****	2,000円	4,000円	2,976円
歩行補助つえ	00***-0000**	4点杖/***** ブラウン	900円	1,500円	1,056円

(2) 平成24年度介護報酬改定に伴う福祉用具種目等の見直しにあたっての要望調査について

介護保険において保険給付の対象となる福祉用具の種目・種類について、平成23年夏頃を目途として「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、見直しに係る検討を行うことを予定している。

本検討会の開催にあたり、事前に事業者、自治体等に対する要望調査を行う予定であるので、ご留意願いたい。

(3) 福祉用具の臨床的評価事業の実施について

ア 福祉用具の安全性・利便性の確保について

福祉用具の安全性・利便性については、平成21年度より利用者及び臨床場面を想定した「製品の利便性」(＝使い勝手)について評価を行う福祉用具臨床的評価事業を実施している。

平成21年度及び22年度においては、車いす、電動車いす、在宅介護用ベッドを評価対象としており、実施主体である財団法人テクノエイド協会において、これまでに41製品に対する福祉用具臨床的評価の認証が行われている。認証された福祉用具の情報は、財団法人テクノエイド協会のホームページ (<http://www.techno-aids.or.jp/>) に掲載しているので参考とされたい。

また、平成23年度においては、引き続き、現行の3種目に対する評価を実施するとともに、新たな種目を評価の対象とすることを予定しているのでご了解願いたい。

イ 福祉用具に関する事故について

消費生活用製品の使用により、死亡、重傷、火災等の事故が発生した場合に、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報として消費者庁より公表されている当該情報については、従前より都道府県、市町村及び関係団体に対する情報提供を行っているところである。福祉用具に係る事故防止のため、関係省庁と連携しつつ、販売メーカーや福祉用具貸与事業所等も含め一体となって取組むこととしている。

昨年は、消費者庁より介護ベッド用手すりに関する製品事故の未然防止の観点から、適切な製品の取扱方法やJIS対応製品の普及促進等について、厚生労働省及び経済産業省に対して関係事業者・団体等への協力要請がなされたことを受け、厚生労働省老健局振興課及び経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室並びに商務流通グループ製品安全課の連名により、居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者に対するパンフレット(医療・介護ベッド安全普及協議会発行「介護ベッドここが危ない!!」)を配付し、製品事故に対する更なる注意喚起を行ったところで

ある。

今後とも福祉用具の安全な利用に資する情報や重大製品事故情報等について、随時、情報提供するので、各都道府県・市町村におかれては高齢者介護・障害者・医療等の関係部局間における情報共有に努めるとともに、適宜、居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者等の関係事業者に対して周知いただき、安全の確保に万全を期していただきたい。

(4) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業について

要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズがますます増大する中、医療・介護分野は新たな成長産業として期待されており、平成22年6月に政府が掲げた新成長戦略では「介護機器（福祉用具）開発の促進」を掲げ、今後、厚生労働省と経済産業省が連携し、介護機器（福祉用具）の研究開発の推進・臨床評価の拡充を図ることとしている。

平成23年度予算（案）においては、健康長寿社会を実現するためのライフ・イノベーションプロジェクトの一環として、福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するために必要な予算を計上している。（平成23年度予算額（案） 82,840千円）

具体的には、高齢者の自立や介護者の負担軽減に資する機器のうち、試作段階にあるものを対象として、

- ① 厚生労働省が委託する評価機関における理学療法士やエンジニア、利用者等からなる評価チームによる試作機器についての高齢者が使用した場合の安全性等に係る評価
- ② 評価機関から委託を受けた介護保険施設等における入所者等によるモニター調査などを実施することにより、利用者の使い勝手や安全性の高い機器の製品化の促進を図ることとしている。

今後、本事業の委託先となる評価機関を競争入札により選定し、当該評価機関を事務局として、評価対象となる機器の募集・選定等を行う予定であるのでご了解願いたい。

12. 高齢者の生きがいと健康づくりについて

(1) 老人クラブについて

ア 老人クラブの重要性

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、地域のニーズに応じた様々な活動展開を行うことで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めてきたところである。

その取組内容は、高齢者の閉じこもり予防や次世代育成支援、地域の再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、全国規模で地域の見守り活動を展開するなど、その活動は、今や地域の担い手として欠くことができないものであると認識しているところである。

また、老人クラブは、全国各地に活動組織を展開するとともに、全国規模の民間団体ネットワークとしても有数のものであり、厚生労働省としても高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進の観点から、その活動に対して引き続き支援していくこととしているところである。

イ 平成23年度予算(案)等

平成23年度予算(案)においては、老人クラブ活動に必要な所要額(27.6億円)の予算を確保したところである。

市町村老人クラブ連合会は、個々の単位老人クラブと連携し、より実効性が高まる活動(例：市町村を挙げて取り組む環境美化や防犯・防災活動など)を展開するとともに、高齢者を取り巻く悪質商法被害の予防や交通事故防止等の安全対策に対する意識啓発など、行政と一体となった情報伝達機能も有し、単位老人クラブ活動と地域社会をつなぐ牽引役を担っているところである。

したがって、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、都道府県・指定都市老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う生きがいづくり及び健康づくり活動について、その必要性・重要性について再度認識していただ

くとともに、所要の財源措置等にご配慮願いたい。

(2) 明るい長寿社会づくり推進機構について

47都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」は、従来より高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため①組織づくり、②人づくり、③気運づくりを積極的に推進してきたところであり、特にねんりんピックの開催にあたっては選手派遣等において御尽力いただいているところである。

今後はこれらに加え、老人クラブ連合会や高齢者の生きがいづくり、健康づくり関係団体などとの連携促進を積極的に図っていくことにより、県内の団塊の世代等の生きがいづくりや健康づくりを推進するにあたっての中核機関として位置づけていただくとともに、その事業推進に支障が生じないよう各都道府県においては所要の財源措置にご配慮願いたい。

(3) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

ア ねんりんピックへの積極的な取組みについて

平成22年度の第23回いしかわ大会は、10月9日から12日まで「光る汗！輝くいしかわ 笑顔の輪」をテーマに、常陸宮同妃両殿下をお招きして盛会のうちに閉幕したところである。選手団の派遣等に当たって都道府県、指定都市の方々にはひとかたならぬ御支援、御尽力をいただいたところであり、この場をお借りして御礼申し上げる。

平成23年度は、熊本県において第24回熊本大会(ねんりんピック^{ふれ愛}2011熊本)が、10月15日から18日までの間、県内13市町の会場で開催される予定である。

高齢者の社会参加、健康づくり及び地域間、世代間の交流は活力ある長寿社会の形成に今後とも欠くことのできない重要な課題である。各自治体においては、健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント等各種イベントにできるだけ多くの高齢者の方々が参加できるよう、「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」や各種

団体とともに参加の機会の確保について特段の御配慮をお願いする。

また、多くの自治体にあつては、地方版ねんりんピックの開催に御努力されると承知しており、健康増進、文化活動の推進を図る観点から引き続き積極的な取り組みについても御配慮願いたい。

イ 第24回くまもと大会（ねんりんピック^{ふれ愛}2011熊本）

- ・テーマ 火の国に 燃えろ！ねんりん 夢・未来
- ・期 日 平成23年10月15日(土)～10月18日(火)
- ・会 場 熊本市をはじめ13市町

選手募集については、「第24回全国健康福祉祭くまもと大会の概要（別添1）」を参照されたい。また、できる限り多くの選手が参加できるよう管内関係機関への周知について御協力いただきたい。

※ ねんりんピック^{ふれ愛}2011熊本ホームページアドレス

<http://www.nenrinpic2011.jp/>

ウ 今後の開催予定

- 第25回（平成24年度） 宮城県、仙台市
- 第26回（平成25年度） 高知県
- 第27回（平成26年度） 栃木県
- 第28回（平成27年度） 山口県
- 第29回（平成28年度） 長崎県

開催地が決定又は内定している自治体にあつては、今後、開催期日等の内容を決定する際には、例年、介護支援専門員実務研修受講試験を10月の第4日曜日に実施していること等を勘案の上、日程等を調整されたい。

(4) 生活・介護支援サポーター養成事業について

ア 事業創設の背景

地域で生活する高齢者のニーズが多様化していること等の理由から、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民の主体性に基づき運営される住民参加サービス等、地域のインフォーマルサービスの担い手となる生活・介護支援サポーターを養成することとし、平成21年度より当該養成事業に必要な経費を計上しているところである。

イ 平成23年度の対応等

平成23年度においては、平成22年度補正予算により「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」に積み増した「地域支え合い体制づくり事業」の対象事業として実施することとしているので、事業の継続的な実施について、引き続きお願いしたい。

なお、平成21年度、平成22年度の各都道府県毎の養成者数は別添2、3のとおりとなっており、各自治体毎にその対応に違いが見られることから、地域の実情に応じた「生活・介護支援サポーター」の定着に向けて、積極的な取り組みをお願いしたい。

ウ その他

当該養成事業の実施主体は市町村としているが、事業を実施するにあたり、地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合相談支援等の十分な実績のある在宅介護支援センター等の団体へ、その全部又は一部を委託することもできることから、これらの積極的な活用について、管内市町村に周知願いたい。

また、複数の市町村が共同して研修会を行ったり、都道府県内で集中して実施した方が効率的な場合にあつては、その広域的な調整や取りまとめを都道府県にお願いする場合もあるので、よろしく願います。

(5) 「生活支援サービス（インフォーマルサービス）」に対する支援について

現在、介護保険制度等の公的サービスとは別に、住民・市民の主体性に基づき、住民参加型福祉サービス、食事サービス、移動サービス、宅老所等の生活支援サービスが、ボランティアグループやNPO法人、社会福祉協議会等により実施されているところである。

このような背景から、平成21年度に国の委託により全国社会福祉協議会が中心となり、地域社会の課題解決に向けた活動に参加しようとする人や、その活動を応援する人を対象に、活動の考え方や成り立ちの背景、活動を立ち上げる際のポイント等をまとめた「生活支援サービス立ち上げマニュアル」を作成するとともに、全国の都道府県・指定都市・中核市に配布したところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当該マニュアルを積極的に活用頂き、地域包括支援センター等と連携した上で、地域におけるインフォーマルサービスの構築に努められたい。

○第24回全国健康福祉祭くまもと大会の概要

選手の募集を行う種目を中心に記載したものであり、全国健康福祉祭全般の詳細については、別途大会実行委員会から送付される「開催要領」を参照願いたい。

1 会 期 平成23年10月15日(土)～10月18日(火)

2 募集チーム数等

(1) スポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
卓 球	60歳以上	チーム8人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
テ ニ ス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男4・女2]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトテニス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトボール	同 上	1チーム15人以内 ※チームは男性で編成 (監督1、選手9、登録選手15以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ゲートボール	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手5[女2～4]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：3チーム、都：6チーム	同 上	同 上
ペ タ ン ク	同 上	1チーム4人以内 (監督1、選手3[女1以上]、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ゴ ル フ	同 上	1チーム3人 (ハンディキャップ25以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円 (グリーン代は別途)	同 上
マ ラ ソ ン	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人 (3km・5km・10km 各2人、都は各4人)	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
	一般：制限なし	別途定める	別途定める	公 募
弓 道	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手5[女1以上]、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
剣 道	同 上	1チーム8人以内 (監督1、選手5、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上

* 熊本県の募集チーム数等は別途定める。

(2) ふれあいスポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
ク ラ ウ ト ・ ゴ ル フ	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
な ぎ な た	同 上	1チーム5人以内 (監督1、選手3、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ウ ォ ー ク ラ リ ー	60歳以上	1チーム5人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
	一般：制限なし (小学生以下は保護者同席)	1チーム3～5人	1人 500円	公 募

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
太 極 拳	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手6～7) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
ソフトバレーボール	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手8 [男女各3以上]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
サ ッ カ ー	同 上	1チーム20人以内 (監督1、選手11、登録選手19以内) 各都道府県・政令指定都市：計54チーム	同 上	同 上
ダンススポーツ	同 上	1チーム9人以内 (監督1、スタンダード・ラテンの部各2組以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム 都：2チーム	同 上	同 上
ボウリング	同 上	1チーム2人 (監督兼選手1、選手1) 各都道府県・政令指定都市：2チーム、都4チーム	同 上	同 上

* 熊本県の募集チーム数等は別途定める。

(3) 福祉・生きがい関連イベント

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
囲 碁	60歳以上	1チーム3人 (男2・女1) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
将 棋	同 上	1チーム3人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
俳 句	募集句 高齢者：60歳以上 一般：19歳以上60歳 未満 ジュニア：小・中・ 高校生、留学生 外国語：制限なし 俳画：制限なし	1人2句以内 (雑詠)	無 料	事前募集
	当日句 制限なし	1人2句以内 (囀目)		当日募集
健康マージャン	60歳以上	1チーム4人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
美 術 展	同 上	・日本画の部 ・工芸の部 ・洋画の部 ・書の部 ・彫刻の部 ・写真の部	無 料	同 上

* 熊本県の募集チーム数等は別途定める。

3 参加申込

平成23年6月1日(水)から6月30日(木)の期間に、各都道府県・政令指定都市の所管部局又は明るい長寿社会づくり推進機構等を通じて大会実行委員会へ申し込むこと。(別途、開催要領で定める。)

* 俳句の募集句については、平成23年4月1日(金)から5月31日(火)までである。

* 美術展については、平成23年5月16日(月)から6月17日(金)までである。

4 参 考

60歳以上：昭和27(1952)年4月1日以前に生まれた人

平成21年度 生活・介護支援サポーター養成事業
都道府県別 養成者数

(単位：人)

都道府県名	養成者数
北海道	309
青森県	116
岩手県	93
宮城県	0
秋田県	35
山形県	0
福島県	48
茨城県	76
栃木県	0
群馬県	0
埼玉県	55
千葉県	23
東京都	17
神奈川県	85
新潟県	318
富山県	210
石川県	121
福井県	0
山梨県	67
長野県	391
岐阜県	144
静岡県	0
愛知県	160
三重県	429
滋賀県	166

都道府県名	養成者数
京都府	88
大阪府	171
兵庫県	237
奈良県	211
和歌山県	109
鳥取県	26
島根県	0
岡山県	77
広島県	475
山口県	27
徳島県	155
香川県	197
愛媛県	219
高知県	0
福岡県	204
佐賀県	138
長崎県	56
熊本県	617
大分県	94
宮崎県	204
鹿児島県	28
沖縄県	74
合計	6,270

※平成21年度介護保険事業費補助金事業実績報告書を基に作成。

平成22年度 生活・介護支援サポーター養成事業
都道府県別 養成者数

(単位：人)

都道府県名	養成者数
北海道	420
青森県	80
岩手県	15
宮城県	25
秋田県	150
山形県	30
福島県	110
茨城県	60
栃木県	25
群馬県	0
埼玉県	130
千葉県	140
東京都	130
神奈川県	150
新潟県	160
富山県	160
石川県	163
福井県	110
山梨県	120
長野県	105
岐阜県	310
静岡県	80
愛知県	160
三重県	165
滋賀県	105

都道府県名	養成者数
京都府	210
大阪府	400
兵庫県	620
奈良県	210
和歌山県	30
鳥取県	0
島根県	90
岡山県	390
広島県	350
山口県	0
徳島県	30
香川県	110
愛媛県	240
高知県	0
福岡県	50
佐賀県	120
長崎県	100
熊本県	430
大分県	155
宮崎県	1,050
鹿児島県	40
沖縄県	40
合計	7,768